

通関トラブル事例集

適正な通関手続きに向けて

近年に発生した通関上のトラブル事例をまとめました。



「納期遅延」「船積遅延」「コスト増」などのトラブルを未然に回避し、円滑な物流を提供する為にもご参考にして頂ければ幸いです。

実荷主様はもとより、フォワーディング業務の一環として、通関手続きを取り扱われるお客様には特に注意頂きたい事例となっております！

原産地の誤認

雑貨の輸入において商品外装に企業名が印刷されていた。

原産地表示の記載が無かった為、税関より原産地誤認の指摘を受けた。

販促品での用途で、販売目的ではない事を誓約書にて提出する事により
輸入許可となった。

税関検査にて発覚した為、時間帯によっては納期遅延の可能性があった。

一般の消費者が日本製と誤認する可能性がある物は税関より指摘され、場合によってはMADE IN ○○○ のシールを商品に張り付け無ければ

許可にならない事も！



緩衝装置 高圧ガス適用除外証明

自動車の緩衝装置にガスが充填されていたが、適用除外証明が準備されていなかった。

証明書作成提出して許可となった。

実は、昇降機能がついているデスクチェアにもガスシリンダーが組み込まれていて、輸入時には適用除外証明が必要だったりするのです！

経産省より

: https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hippogas/kisei/eazoru.html

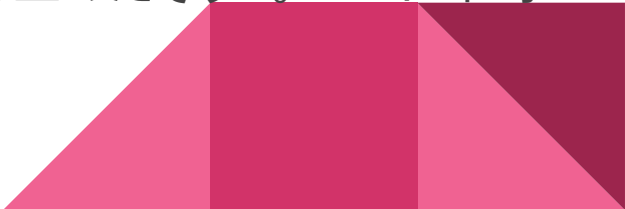
商標権侵害疑義の物品

家具の輸入において、輸入差し止め申立てに伴ない商標権侵害として許可差し止め事案が発生した。

当該商品は家庭用の椅子で、よくあるブランド(商標)やキャラクター物(著作権)ではないが、こういった貨物でも輸入差し止めが発せられている物があるのです。(立体商標としてデザイナーズ家具が認められているものがある)

令和3年 税関における知的財産新外物品差し止め

輸入件数 28,270件 点数でいくと819,411点もの物品を差し止めたそう...。 1日平均で77件、2,244点にもものぼるそうです。驚きですね。



申告外物品

通関書類に記載が無く、税関検査時において発覚するケースが後を絶ちません。

よくある例として

化粧箱や空ダンボール・不良品を見越した予備品・ギフト品・サンプル品など

新規契約取引や大量購入を行なった際は要注意、相手側にも指導をお願いします。知らずに混入されたとしても輸入者責任を問われる事もあり、税関の心証に影響を及ぼすことも。**最悪の場合は今後の審査区分が厳しくなり不利益を被る事になり兼ねません。**



薬機法の抵触トラブル

健康器具や健康食品等の輸入申告は、薬機法抵触の可否を必ず税関から確認が求められます。

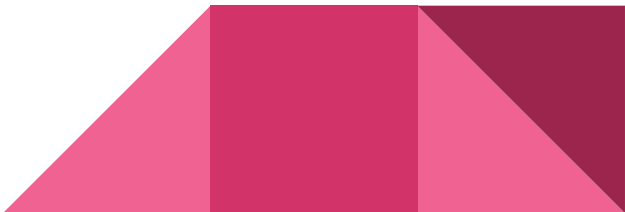
パッケージに具体的な効能や表現を記載していると、医薬部外品と認識していても薬機法に該当する事があります！

主な規制対象は

医療品、化粧品、メガネ(度入り)、マッサージ機器、姿勢・骨盤矯正器具、

脱毛器、シャンプー、石鹸等 は事前に非該当の確認を取っておく、該当する場合は製造販売許可が必要となってきます！

(都道府県庁 薬務課までお問い合わせください)



食品申請(輸入)トラブル

いわゆる食品だけでなく、容器やおもちゃなども食品申請及び、材質によっては成分分析(合格)証明書が必要になります！

食品保存用の容器・食器、食品製造用の機械・調理器具、乳幼児対象のおもちゃ、風船、お面なんかも対象となることがあります。

厚生労働省H.P.

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html>



ワシントン条約抵触による輸入トラブル

絶滅危惧種などの保護を目的とする条約で通常の輸出入は出来ません。

象牙や毛皮なんかが有名ですね。

アンティーク家具(ローズウッドやマホガニーといった木材を使用している事がある)やピアノ(鍵盤に象牙を使っている物があります)なども実は要注意！！

化粧品(アロエ、サメ類、ヤシ類の成分)は特に注意が必要です。

アロエ成分配合！ スクワレン配合！！ なんかよく目にしますが、種類によっては輸出許可(CITES)が発行されていないと輸入が出来ません。

経産省

H.P.https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ga.html

化学品輸入時の注意事項

化学品、単一物、化合物、混合物の材料物質を輸入する場合は、必ずこの審査を受けなければなりません。よって、既に審査を受けて輸入されている既存化学物質でない場合は、化審法番号が存在せず、新規化学物質となり**輸入できません**。(特例の事前確認はあります。例:少量新規)

CAS NO.から化審法番号が照合出来ないものに関し、税関から問合せを受け、荷主様が経産省に確認した結果、輸入申告で提示した化審法番号は、輸入貨物の CAS NO. と相違するもので、化審法番号は存在していない(新規化学物質)ものであったことから、**積戻し申告となり輸入することが出来なかった**。

* CAS NO. 化審法番号 成分資料 科学構造式 を提示できる

* 化審法番号確認時の応答記録保持し、提出できる

ことが通関依頼の受諾の条件となる事を、特にフォワーディングの一環で通関委託を受ける場合にはこれらの注意が必要となります。

輸出許可後訂正について

輸出では“許可後訂正”という行為があることをご存じかと思います。税関の認識は、輸出許可＝輸出（本邦からの出荷）ではなく、本船荷役までの間にて、本邦にその許可貨物があり、蔵置期間に本船の抜港、CFS貨物であればVAN詰め場所の変更などの事象に対応する為のものであり、“**輸出者の意図で申告情報を変更する物では無い**” という事が言えます。

例えば、入り数が間違えていた、重量が間違えていた、INV.NOが間違えていたなどの理由では許可後訂正が認められず、一旦輸出許可を取り止め、再申告しなければならず、“**CUT日に間に合わない**” “**取り止め、再申告の費用が発生**” “**税関からの信用低下**” といった不要なリスクを招くことになります。

過去データの使いまわし、計算式の範囲指定ミスなど、人為的なミスを削減する対策、通関書類の精査により回避できる事象となります。

反復使用される容器の申告について

海外取引先との間で恒常的に行われる取引において、包装箱等を反復使用することで資源の再利用、費用削減を図る取り組みが増加しております。

昨今、税関検査において、パレットに輸入者の社名が印字されており、通い容器ではないかとの指摘が有りました。受注元のフォワーダーは、輸入一貫輸送を請け負っており、輸出の取扱いには関与していなかった。

フォワーダー担当者様は14条、又は17条の免税処置、また通関時において、通い容器については価格を申告する必要がある。という事の知識は要していたが、順委託加工貿易という全体像を把握していなかった為、税関の指摘を受けるまで当該問題点に気が付くことは無かった。(原料供給され、製品を輸出していた)

本来は実荷主様から情報提示があつて然る内容ではあるが、現地主導の一貫輸送という輸入者様にとっては便利な輸送手段の反面、**情報伝達不足**になりやすく、フォワーダー様含め通関業者は、インシデントが潜んでいるかもといったリスク管理について、対策を講じることが必要になってきています。

商流全体の把握、貨物及び梱包状態の確認(画像)、他法令抵触の可能性、通関に必要な資料提供が受けられるのか
といった事前確認が一貫輸送を受注するうえで重要になるのではないのでしょうか。

貨物梱包不全による申告撤回

粉末状のケミカル品がペーパーバッグに梱包されており、貨物の荷受け～輸出申告が行われた。許可後にVAN詰め作業が行われた際、作業途中に中身がこぼれ出し、付近にあった商品にも付着し、漏れ出したバッグ含め数袋の商品をショートシップする事になり、輸出許可取り止め再輸入申告を実施することになった。通常、バッグの挿入口はミシン縫いがされていたが、漏れ出したバッグはミシン縫いがされておらず、ガムテープで閉じられていた形跡があった。

輸出者自身も貨物状況を把握出来ておらず、荷受けの際もハイ付けされているバッグを目視では検出することが出来なかった。

出荷元の梱包不良及び、取扱い注意の通知も無く、**万が一他社の貨物に粉末が付着した**と仮定すると、もっと大きな問題になっていた事例でした！

出荷メーカー、配送業者等含め情報共有が不十分であり、大前提として輸出梱包の強度、品質を再確認するきっかけになれば幸いです。

主なトラブル発生原因として

* 書類不備(INV,P/L,A/N等): 決済条件、A/N金額の誤り、ケースマークの相違など、申告後に判明したもの

* 申告外物品: 予備カートン、化粧箱、緩衝材として混入される緩衝用途外にも使用可能なもの

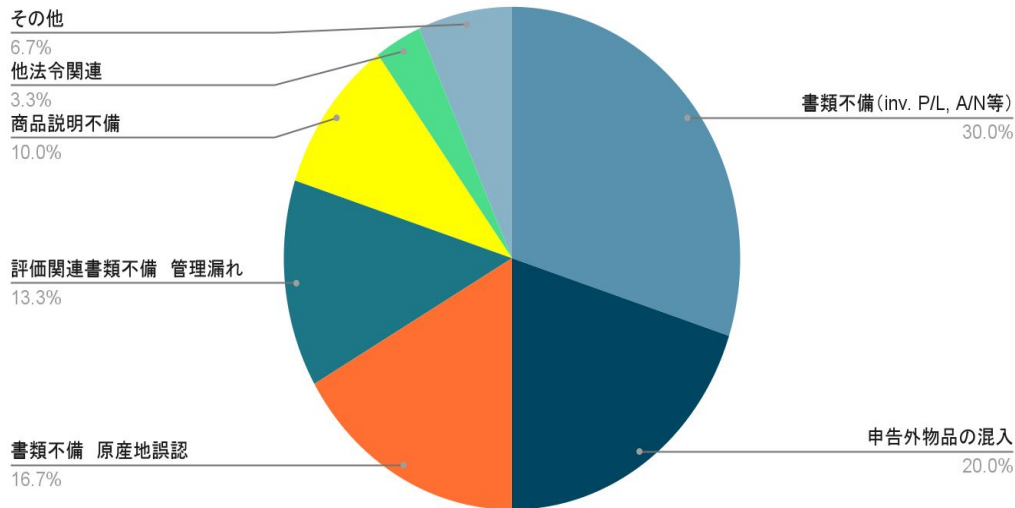
* 原産地誤認: 税関検査等により指摘を受けたもの、書類との不一致

* 評価関連書類不備: 評価漏れ、計算間違い等

* 商品説明不備: 申告後に税関より細部の説明を求められ、当初の説明より税番変更が発生するような事例

* 他法令: 食品・薬機・化学品規制等の確認不足によるトラブル関連

Points scored



その他 近年増加しているトラブル・税関発表

フルフィルメントサービスを利用した輸入トラブル

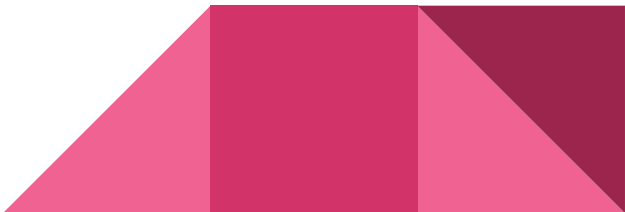
税関資料

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/20221124/kana20221124siryo2-1.pdf

輸出貿易管令の強化（ウクライナ情勢）

経産省資料

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_export/17_russia/qa.html



最後に

通関時のトラブル事例を簡易的にではありますが掲示致しました。

普段の輸出入業務に少しでもお役に立てればと思います。

又、詳しい講義のご要望など御座いましたら、弊社営業担当までご連絡頂ければ、可能な限りでは御座いますが、対応させて頂きたいと考えておりますのでご活用頂ければと思います。

